

『令和2年3月18日開催』

建設消防常任委員会

委員長報告

【令和2年3月定例会】

(令和2年度関係議案)

委員長 古川 九一

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第8款「土木費」及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表「債務負担行為」のうち、当委員会の所管事項について及び第4条第4表「地方債」のうち、土木費に関する事項を一括議題といたしましたところ、まず、都市環境整備推進費にかかわり、新たに川口本町4丁目9番地区第一種市街地再開発事業を実施するメリットについて問われ、これに対して、都市計画道路善光寺荒川線の拡幅整備と合わせて、区域内の未接道住宅地の解消や災害時に有効な広場等の整備を行うことができるとのこと。

また、都市環境整備推進費にかかわり、各再開発事業に対する補助金の市の負担割合について問われ、これに対して、川口栄町3丁目銀座地区第一種市街地再開発事業及び川口本町4丁目9番地区第一種市街地再開発事業は補助金額の3分の1、川口本町4丁目8番地区優良建築物等整備事業は補助金額の2分の1であるとのことでありました。

このほか、都市交通対策費にかかわり、近未来技術等社会実装事業の効果について、都市計画街路整備事業費にかかわり、令和2年度末における各街路整備事業の進捗率の見込みについて、土地区画整理費にかかわり、新井宿駅北側及び戸塚安行駅南側地区区画整理事業の今後のスケジュールについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、都市計画街路整備事業費については、多額の費用を投入していながら、令和2年度においても進捗の見込みがわずかであること、市街地再開発事業等については、民間主導の事業に多額の税金が補助金として支出されること、近未来技術等社会実装事業委託料については、住民の要望から始まった事業ではないと考えていることから反対するとの意見。

また、近未来技術等社会実装事業については、将来のまちづくりを進めていく中で必要な施策であり、街路整備事業及び再開発事業については、安全安心な暮らしや産業活動を支えるうえで必要な事業である。その他、各事業の実施に必要な関係諸費用についても、適切な予算であることから賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、歳出の部、第8款及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表及び第4条第4表は、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第43号「川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、家賃滞納者への今後の対応について、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第41号「川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第23号「川口市公共用地取得事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第22号「川口都市計画土地区画整理事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、令和2年度末における各区画整理事業の進捗率の見込みについて等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第42号「川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、清算金の収支について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第46号「川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第24号「川口市水道事業会計予算」を議題といたしましたところ、まず、給水収益にかかわり、料金改定による影響額について問われ、これに対して、前年度比、税抜きで13億4,562万1,000円の増額となるとのこと。

また、拡張費及び改良費にかかわり、令和2年度末の耐震管率の見込みについて問われ、これに対して、基幹管路が83.7パーセント、配水管全体で23.9パーセントを見込んでいるとのことでありました。

このほか、改良費にかかわり、浄配水場設備等の更新見込みについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、今回の水道料金の改定は、平均改定率25.01パーセントと、市民にとって大きな負担増であり、市民に対して十分な説明がないことに加え、消費税10パーセント分が上乗せされることから反対するとの意見。

また、水道事業については、今後も老朽化した管路、施設の更新及び耐震化を計画的に進めていかなければならないことから、水道料金の改定は、やむを得ないものである。水道事業においては、安全安心な水道水の安定供給に努めるとともに、中長期的な視野に基づき、計画的な経営に取り組み、着実に施設更新等を進めていくことを期待し賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第44号「川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、経営効率化の取り組みについて問われ、これに対して、浄配水場の運転管理業務及び検針・収納等業務を外部に委託し、人件費の削減及び収納率の向上を図るとともに、高金利の企業債の繰上償還及び借換えによる利息の軽減を図っているとのことでありました。

このほか、他市と比較した本市の水道料金の水準について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、水道料金の大幅な値上げは、低所得世帯への減額制度がない中で、住民合意が不十分であることから反対するとの意見。

また、本条例改正の目的は、水道施設の老朽化に伴う更新費用や維持管理費用の捻出であり、将来世代に過重な負担を強いることなく、施設の健全性を維持し、安定的に水道水を供給するためには、やむを得ないものである。今後も経営の効率化を図りながら、将来にわたって安全安心な水道水の安定供給に努めることを期待し賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

なお、委員より、水道料金の他市との比較についての資料要求がなされ、委員会に諮りましたところ、委員全員に配付することが決定いたしましたことを付言いたします。

次に、議案第25号「川口市下水道事業会計予算」を議題といたしましたところ、管渠改良費にかかわり、下水道管の耐震化率について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第45号「川口市下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、歳出の部、第9款「消防費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「継続費」のうち、当委員会の所管事項について及び第4条第4表「地方債」のうち、消防費に関する事項を一括議題といたしましたところ、消防施設費にかかわり、実施設計等委託料の増額理由について問われ、これに対して、緊急輸送道路に埋設されている、40トン以上の防火水槽の耐震化に向けた実施設計を行うためであるとのことでありました。

このほか、消防施設費にかかわり、各消防施設の耐震化の状況について等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第9款及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表及び第4条第4表は、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。